

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法に準じて1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を設けてあります。
安全快適にお乗りいただきために、必ず実施してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

1か月目点検について……………	42
交換部品について……………	42
日常点検……………	43
メンテナンス部品配置図……………	44
定期点検……………	46
6か月点検項目……………	47
簡単なメンテナンス……………	48
ブレーキ……………	49
タイヤ……………	54
ドライブチェーン……………	58
エンジンオイル……………	60
クラッチ……………	65
エアクリーナ……………	66
ケーブル・ワイヤ類……………	69
ブリーバードレン……………	70



警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。